



設楽ダムの建設中止を求める会

会報第20号

<http://no-dam.net/index.html>

2010年12月

前号でご案内しましたように10月は名古屋で開催されたCO10で、市民ネット生命流域部会に出展しました。第1回控訴審が10月28日に開かれました。11月14日、立木トラストの名札付け作業と点検、まだ立てられていなかった立木トラスト看板の設置を行ないました。11月26日開催の「設楽ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の初会合に対する声明文発表、と本年度の後半も全力で駆け抜けました。立木トラスト参加者は12月10日現在丁度2、600人です。

2010.10.28

設楽ダムの建設中止訴訟 第1回控訴審が開かれました

・10月28日、設楽ダム公金支出差止め住民訴訟の控訴審第一回期日がありました。傍聴ありがとうございました。

控訴人側から控訴理由書（133ページ：当会のホームページに掲載）といくつかの証拠書を提出し、控訴人意見陳述と、弁護団の意見陳述を行いました。愛知県側からは抗弁書が提出されました。続いて、中部地整に対して、設楽ダムについての検証に関する申し入れを行いました。

* 樽井直樹控訴人訴訟代理人弁護士と原告の太田恒久さんの意見陳述は2, 3, 4ページに掲載。

*「控訴理由書」につきましては、控訴審原告には後日お送りいたします。会員の方でご希望の方は200円（送料とも）でお送りしますので事務局までお申込ください。



次回 口頭弁論は

2011.2月9日(水) 11:30~

名古屋高等裁判所(これまでと同じ法廷)で開かれます。

11月26日 国土交通省中部地方整備局の設楽ダム検証の第1回会合

「設楽ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」が開かれる。

【以下は当日の様子を伝える朝日新聞 2010.11.27 付記事の一部】

「速やかに結論を得たい」「県の考えがいささかも揺るぐことはない」。豊橋市で26日開かれた国土交通省中部地方整備局の設楽ダム検証の第1回会合は、建設推進を強くにじませた出席者らのあいさつで始まった。ただ、本省から代替案との比較検討を指示されているうえ、来年2月の知事選に立候補予定の大村秀章・自民党衆院議員もダム再検証を打ち出し、先行きは不透明なままだ。

県と東三河の首長ら7人は全員が推進意見を表明した。冒頭説明の際、いきなり挙手して推進論をぶったのは片桐正博副知事だ。設楽町の横山光明町長も「もう研究されつくしている」と憤った。金原久雄・蒲郡市長に至っては「やってくれ、というだけ。今さらここにいる意味がない」と2度も話し、苦笑が広がった。

*この茶番劇、税金の無駄遣いでしかない会合に対して、

当会は、会合終了後直ちに声明を発表しました。

(別紙:裏面に「忘年会の案内」掲載。)



控訴審の開始にあたり、控訴人代理人を代表して、本件で裁判所に期待される役割について意見を述べたいと思います。

1 控訴人らが、この裁判で求めているのは、必要性のないダム建設という開発行為から愛知県の財政を守ること、そしてダム建設予定地周辺及び下流域のかけがえのない自然環境・生態系を守ることであり、私たちの暮らし・文化を守ることです。

控訴人らは、原審での弁論を通じて、設楽ダムを建設する合理的な目的が存在しないことを事実をもって明らかにしてきました。詳細については、控訴理由書に記載したとおりですが、控訴人は、利水目的、洪水調節目的、そして流水の正常な機能の維持のいずれについても、設楽ダムを建設しなくともその目的を達成できることを事実をもって明らかにしてきました。例えば、水道用水の供給について、豊川水系水資源開発計画の愛知県需給想定調査の2015年需要想定値は、2007年までの実績の傾向と連続性がなく、それを無視したもので、実績と乖離した過大な値であるということ、そして2007年までの実績値に基づいて2015年需要想定値を精確に想定すれば、設楽ダムなしで、開発水量はもちろん近年2/20供給可能量も需要量を上回ることを指摘しました。

原判決は、控訴人らの指摘を受け「過去の実績に照らして考えると、平成27年（2015年）度における実際の水道用水の需要量は、愛知県需給想定調査の需要想定値に達しない可能性が相当高い」ことを認めながら、結局のところ「長期的な視点」や水資源部試算値などを持ち出して需給想定が著しく合理性を欠くものであるとまで断じることはできないとして、大きく行政裁量に譲歩した判断を示すなど、いずれの点についても行政裁量を重視して控訴人らの訴えを退けました。

2 原判決は、行政の裁量を重視して控訴人らの訴えを退けました。

控訴理由を準備する中で私たちは改めて行政裁量に関する近年の裁判例に目を通しました。その中で、行政による裁量が認められる場合においても、行政による決定は客観的、実証的な基礎となる事実に基づかなければならず、基礎となる事実が、客観性、実証性を欠いていたり、本来考慮すべき事項を考慮していないような場合には、当該決定は著しく合理性を欠き妥当性を欠くことになるという趣旨の判例が蓄積されていることに改めて気づかされました。すなわち、「行政裁量論」というものは、行政の決定について裁判所が関与しないということではなく、基礎となる事実立脚してこそ行政裁量は認められるのであり、基礎となる事実の存否については裁判所の審査が及ぶことを前提としているのです。

「行政裁量」という言葉によって裁判所は思考停止に陥ってはならないのです。

3 この点について、かつて、長良川河口堰が建設されようとしていたとき、住民ら、建設の差し止め訴訟および工業用水に係る公金支出の差し止めを求める住民訴訟を提起したことが想起されます。

住民らは、長良川河口堰の建設によって、①堰の稼働により、生態系に不可逆的な悪影響が生ずること、②工業用水の需要の増加はなく、工業用水道は事業化の可能性がないこと、③住民訴訟においては需要の見込みがないので財務会計上も違法であること、を主張しました。これに対し、被告（愛知県知事）は、「水需要は着実に増加していくものと考えられ、長良川河口堰の愛知県工業用水の事業化は十分可能である。」と反論し、2002年名古屋高等裁判所判決は、「（県のような）見方もある」などとして住民の訴えを退けました。ところが、判決後の2004年3月になって木曾川水系水資源開発計画は変更され、工業用水については、具体的な用途は定められず、一部は、尾張地域水道用水の安定供給水源などに転用され、一部は、用途もないまま余剰水源として残されることとなったのです。判決確定後2年を待たずに行政計画が変更されていることからすれば、行政側は、裁判係属中にも、将来の需要予測は過大なもので達成されないことを知り、計画変更の準備に着手していたことが強く疑われます。そして、15年経った今、①ヘドロの堆積、②ヨシ群落の消滅など、水質の悪化が顕在化し、③魚類への影響も明確に現れてきました。まさに、住民が、裁判において指摘した通りの事態となっているのです。そのため、当時河口堰の建設を容認していた漁民の中からも、今や、ゲート開放を求める声が沸き起こっています。

裁判所が、住民訴訟の過程において、行政裁量の基礎となる事実の存否については責任を持って審査、判断するという今日の裁判例の到達にたった判断を下していたならば、長良川河口堰の問題は今日にま

で尾を引くことはなかったでしょう。

4 本件においても、必要性のない事業に公金を支出し、貴重な自然生態系を破壊するという構図が続いています。裁判所は、行政裁量論に寄り掛かった思考停止の悪弊を絶ちきり、基礎となる事実から向き合うべきです。特にそのためにも、裁判官が建設予定地など豊川の現状を現地に足を運んで認識し、実態を踏まえた判断を行うことが強く求められています。

以上



意見陳述（全文）

原告 太田恒久

私は新城市の一住民です。鮎釣りやアマゴ釣りのできる豊川を何とか次の世代に残したいと願っています。旧新城市・鳳来町・作手村が5年前に合併して現在の新城市となりました。豊川上流の設楽町と境を接し、面積は愛知県2位の広さですが、人口は5万余、合併後も過疎化は止まらず地域の再生が大きな課題となっています。また、合併した新城市は東三河の下流域、豊川市・蒲郡市・豊橋市・田原市などに貴重な水を供給している水源の町となりました。寒狭川頭首工、大野頭首工、牟呂・松原頭首工など豊川用水の取水施設はほと

んど新城市にあります。新城市は現在穂積市長のもとで、「市民がつなぐ 山の湊 創造都市」をめざして、町の再生を模索しています。総合計画の中でも「豊かな地域資源を活かした魅力ある産業の創造、とりわけ、農林業を生命産業として再構築し、環境負荷の低減と循環型社会の構築に向けたプログラムを推進し、将来世代に誇れる持続可能な環境首都「山の湊」をめざします。」と、うたっています。市民や中学生へのアンケートをみても歴史・文化財や自然環境を活かした町づくりを求めています。その要となるのが清流豊川です。

豊川は設楽町・段戸山に発する寒狭川が長篠城趾地点で宇連川と合流し三河湾に注ぐ全長77キロの、東三河の風土を育んだ母なる川です。かつては新城から吉田まで舟運が開かれていた水量豊かな川でした。戦後、豊川水系の水資源の開発は進み、豊川用水は渥美を日本有数の農業地帯に変え、また2002年に完成した豊川総合用水事業は、完成以前に時々起こった水不足を解消し、東三河は水あまり状態になっています。大島ダムと寒狭川導水路と各地の調整池の建設により1億m³の供給余力ができたのです。これは計画されている設楽ダムの総貯水容量9800万m³に匹敵する量です。巨大ダムの建設は必要ありません。治水面では大洪水に備えて1900万m³を設楽ダムでカットするというものですが、ダムの集水面積は流域面積

の1割にすぎないので治水効果もあるとは思えません。仮に想定以上の雨量が流域にあった場合、ダムを守るために放流を行えば、下流域はどうなるのでしょうか。ダムサイト周辺の地盤は弱いということなので、ダム誘発地震や土砂崩れと合わせて下流域の不安は一層増します。治水については先人の知恵に学びつつ、人命第一を念頭に置いて、堤防補強や河川改修などの対策をすればより効果的に対応できると思います。したがって常識的に考えれば、設楽ダム建設は不要になるわけですが、事業者はダム建設を止めようとはせず、ダムの貯水容量の過半6000万m³を流水の正常な機能の維持のため、すなわち、ダム貯水を渇水期の川に流して「環境を守る」という目的に変更しました。

常識的に考えて、環境に優しいダムなどあり得ません。川をコンクリートでせき止めれば、生態系は破壊され環境破壊が深刻化するのには当たり前です。多くの情報にも接している有能な官僚や行政の専門家の方々がそんなことを知らないはずはありません。設楽ダムが建設されれば、絶滅危惧種のネコギギやクマタカはもちろんのことアマゴやアユなどの魚類、オシドリやハシロガシの棲息場所である寒狭川の溪流は失われ、砂利の供給を断たれた豊川は自然の流れを失って単なる用水路と化し、その影響はアサリ湧く奇跡の干潟といわれる六条潟にも及び、三河湾の漁業も大きな打撃を受けることは確実です。設楽町も新城市も流域の町は自然の恵みをなくし、地域再生の貴重な遺産を失うこととなります。

豊川総合用水完成後10年足らずのうちに、新城市を流れる豊川の河川環境は急速に悪化しました。かつては鮎釣りのメッカであり、全国大会も開けたほどの川でした。現在、溪流釣りやアユ釣り客でにぎわっているのは、自然の流れを残す寒狭川上流のみです。

支流の宇連川水系では、宇連ダム完成後50年が経過し、さらに2002年に大島ダムが完成すると、宇連

川本川の鮎漁は壊滅してしまいました。また、寒狭川頭首工・導水路完成後、その下流の名勝鮎滝付近では川原をつくっていた砂利がメートル単位で減少し、友釣りは壊滅したそうです。アユ釣り客が減った流域漁協は、軒並み赤字になっています。

この裁判に関わって、つくづく思ったことは、一度決まった公共事業は必要性がなくなっても、中止されないことです。今のシステムの中で行政や議会が税金の無駄遣いをチェックできないのならば、できるのは司法しかありません。ダムが不要なことははっきりしています。ダムによる環境破壊もはっきりしています。裁判官のみなさまには現地赶赴して河川状況を視察し、また、漁協組合員をはじめ用水や農業の現場の専門職員・農家から聞き取りをして下さるよう切に望みます。そうして、将来の世代のためにも設楽ダム事業の見直しにつながる画期的な判決を出していただくことを希望します。以上



インフォメーション

担当裁判長に現地検証を求める要請署名(ハガキ運動)を行ないます。

原告の太田さんが意見陳述の中で述べておられるように、担当裁判官宛に現地検証を要請するハガキを送る運動をすることが、11月24日に行なった拡大幹事会で決定されました。今回同封させていただきました。

基本的には、各集会等で参加者に任意で署名していただき、事務局で回収して郵送する、という方法で進めます。こうすることで参加者の送料負担をなくすことができます。(但し今回同封しましたハガキは住所氏名を記入して50円切手を貼付のうえ、ぜひ投函してください。)

設楽ダム中止！愛知県民会議でもこの運動に取り組む予定です。



設楽ダム中止！愛知県民会議を次の日程で行ないます。

日時：12月17日午後6:30

会場：中京大学文化市民会館 特別会議室
(元名古屋市民会館：金山駅より5分)
名古屋市中区金山一丁目5番1号
TEL 052-331-2141 FAX 052-322-7217

知事選候補者がほぼ出揃いました。知事選、また続く地方統一選挙も視野に入れて、私たちはどう取り組むかを話し合いたいと思います。また上記のハガキ運動も話し合います。

現職議員、新規の候補者、関心のある有権者を対象として、「設楽ダムと豊川～三河湾流域の環境問題」についての講座を開くことも考えたいと思います。協賛団体の方をはじめとしてご都合のつく方はぜひご参加ください。

＊県民会議では協賛団体を引き続き募っております。協賛していただける団体の方は事務局までご連絡ください。

＊「設楽ダムの建設中止を求める会」では、ダム建設中止を表明する候補者には、依頼があればどなたにも市野代表名で推薦文を出します。また、ミニ集会の講師を派遣いたします。事務局にご連絡ください。

＊忘年会を12月25日～26日で開催します(詳しくは別紙を参照してください)。



設楽ダムの建設中止を求める会: <http://no-dam.net/>

代表 市野和夫 ichinok7@mx3.tees.ne.jp

事務局 奥宮芳子 〒440-0069 豊橋市御園町1-3

TEL & fax 0532-54-7305 okumiya@xj.commufa.jp

郵便振替の口座番号:00870-1-134146 加入者名: 設楽ダムの建設中止を求める会
会費は年額2000円です。

他銀行からの振込みは、ゆうちょ銀行【店番 089 (ゼロハチキュウ店) 当座 0134146】